

栃木県災害廃棄物処理計画（概要）

総則

(1) 計画策定の目的

本計画は過去の災害の経験から得られた教訓等を活かし、今後起こりうる大規模災害における災害廃棄物処理について、適正かつ迅速に行うため、平時に備える事項や県が実施すべき支援・連携等の必要な事項を示すものである。

(2) 計画の位置付け

環境省の「災害廃棄物対策指針」を踏まえ、「県地域防災計画」及び「県廃棄物処理計画」等との整合を図りつつ策定

※ 新たな知見等を見すえ、随時計画を見直し

(3) 対象とする災害及び災害廃棄物等

- ・地震や水害等の自然災害により発生する廃棄物
- ・被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物

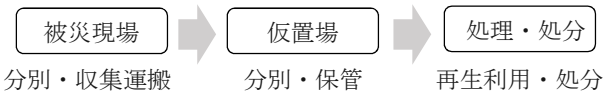
(4) 本計画における被害想定

県庁直下地震 M7.3 による被害を想定

災害廃棄物発生量	671.0 万トン
仮置場必要面積	227.8ha
設定処理期間	3年以内

(5) 災害廃棄物処理の基本方針

- ① 市町と県が一体となった適正・迅速な処理
- ② 分別の徹底、可能な限りの再資源化・減量化
- ③ 関係機関との連携による目標期間内の処理



(6) 災害廃棄物の処理体制

- 市町等：災害廃棄物の処理主体
- 県：市町への技術的支援
広域連携・支援協力体制の構築
処理全体の進捗管理
市町の事務委託による代行処理 等

平時の備え

(1) 協力体制の構築

- ・市町等、民間事業者団体等との連携強化
- ・県域を越えた広域連携体制の整備

(2) 市町等に対する技術的支援

- ・市町等が平時から対策を講じるよう支援
- ・災害廃棄物処理計画の策定
- ・仮置場候補地、収集運搬体制等の確保
- ・し尿・避難所ごみ・生活ごみの処理体制の検討

(3) 職員の教育訓練

- ・計画的な研修・訓練の実施

(4) 廃棄物処理施設の強靱化

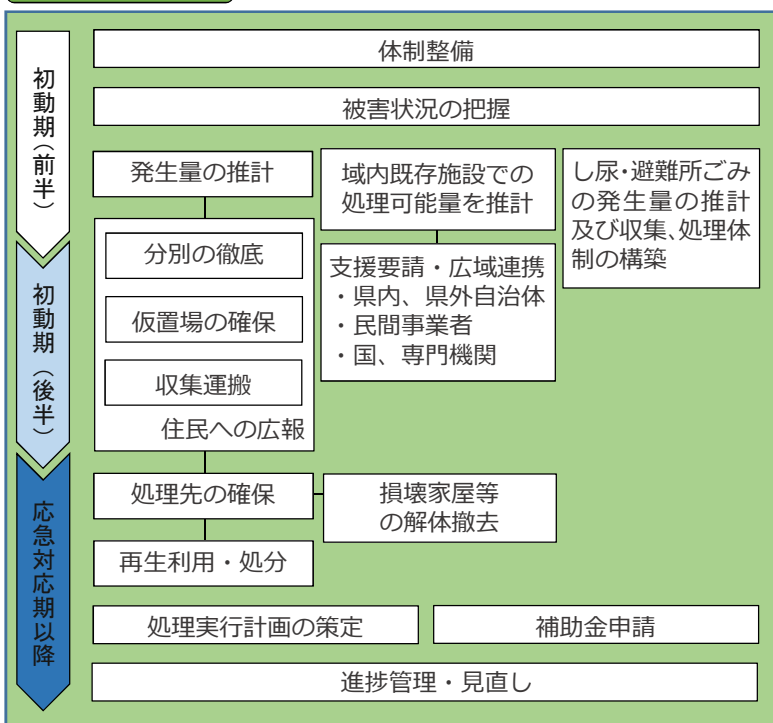
- ・処理施設の耐震化や資機材の備蓄への支援
- ・BCP（事業継続計画）の策定への支援

(5) 住民等への啓発・広報

- ・仮置場への分別搬入など住民等の理解促進

(6) 平時の備えの点検、計画の見直し

災害時の対応



○ 県の行動

<初動期：発災から 48 時間>

- ・連絡体制の整備、被害状況等の情報収集
- ・被災市町の対応状況・支援ニーズの把握
- ・住民等への啓発・広報
- ・協定に基づく応援に係る調整（市町等、県内民間事業者）
- ・広域連携による連絡調整・支援要請（他都道府県、国）

<応急対応期：48 時間～3ヶ月>

- ・被災市町への技術的支援
- ・仮置場（国・県有地）の設置検討、整備
- ・被災市町への処理実行計画策定の支援
- ・県全体の災害廃棄物処理の進捗管理

[市町による処理が困難な場合]

- ・市町からの事務委託による代行処理
- ・県の処理実行計画の策定